

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求控訴事件

国側当事者・国

平成25年11月20日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年7月2日判決、本資料263号-119・順号12243)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	平野 大
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	逸見 佳代
同	加藤 玲磨
同	久保 俊明
同	井越 満
同	水上 啓一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、105万9555円及びこれに対する平成23年8月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、控訴人宅において市川税務署の国税調査官の税務調査を受けた際、国税調査官から怒鳴られるなどの違法な行為を受け、持病を悪化させられたと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として、通院治療費5万9555円及び慰謝料100万円の合計105万9555円並びにこれに対する違法行為の日である平成23年8月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 原審は、国税調査官に違法な行為があったとは認められないとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴し、上記第1のとおり判決を求めた。
- 3 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者双方の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1項及び2項に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり付加訂正するほ

かは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決5頁11行目から12行目にかけての「自力で起き上がり、」の次に「水を飲むために」を加え、13行目の「原告が和室に戻ってきた際、」を「原告（控訴人）が水を飲んで和室に戻り、着座したところ、」に改める。
- 2 原判決6頁12行目から15行目までを次のとおり改める。

「しかしながら、原告（控訴人）は、上記のように供述する一方で、和室に戻った後、今後のことについて丙と話をし、書類がないと新たに選任する税理士と話ができないとして、自己の都合の悪い日を避けて書類の返還を受ける日を決めるなど、自らの考えを明確に伝えたことを認める供述もしていることからすると、原告の供述には一貫性がなく、これを信用することができないというべきである。他に、原告の主張事実を認めるに足りる証拠はない。」

#### 第4 結論

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は正当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 鈴木 健太

裁判官 瀬川 卓男

裁判官 中村 さとみ